

○静岡県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令

(平成28年3月14日静岡県警察本部訓令第8号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。）をいう。
- (2) 障害者 障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と異なる不当な差別的取扱い（以下「不当な差別的取扱い」という。）をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、前項の規定を実施するため、静岡県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項（別紙。以下「別紙」という。）に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 職員は、前項の規定を実施するため、別紙に定める事項に留意するものとする。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し所属職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者、その家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、所属職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第6条 職員は、障害者に対し不当な差別的取扱いをした場合又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合は、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがあることに留意しなければならない。

（相談体制の整備）

第7条 県本部警察相談課に、障害者等からの相談等に対応するための相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口においては、障害者の性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面、手紙、電話、ファクシミリ、電子メール等障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

（研修及び啓発）

第8条 本部長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法、基本方針等について周知するほか、障害者から話を聞く機会を設ける等、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 本部長は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について、研修を実施するものとする。

(1) 新たに職員となった者 障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項

(2) 新たに所属長となった職員 障害を理由とする差別の解消等に関して求められる役割

3 本部長は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別、年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月18日県本部訓令第3号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

静岡県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス若しくは各種機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用、介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）をすること、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供により障害者でない者と異なる取扱いをすること、及び合理的配慮の提供等をするために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

職員は、不当な差別的取扱いとは、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく、障害者を障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス又は各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の安全の確保、財産の保全、損害発生防止その他の権利利益の観点に加え、県警察の事務又は事業の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面又は状況に応じて総合的かつ客観的に判断することが必要である。

また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めるものとする。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次に掲げるとおりである。

なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例のみに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、

第2で示した観点等を踏まえて判断することが必要であること、及び正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

1 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

- (1) 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- (2) 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- (3) 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒み、又は資料等に関する必要な説明を省く。
- (4) 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- (5) 障害があることを理由に、事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付し、又は特に支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒む。
- (6) 障害の種類及び程度、サービス提供の場面における本人及び第三者の安全性等について考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設の利用を拒否する。
- (7) 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- (8) 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣い、態度等接遇の質を一律に下げる。

2 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- (1) 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定する。（障害者本人の安全確保の観点）
- (2) 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した場合に、敷物を敷くなど、畳を保護するための対応を行う。（行政機関の損害発生の防止の観点）
- (3) 行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした場合に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況、本人の手続の意思等を確認する。（障害者本人の損害発生の防止の観点）

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「権利条約」という。）

第2条において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮とは、

「障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるもの」とするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

- 2 職員は、合理的配慮とは、県警察の事務又は事業の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、並びに事務又は事業の目的、内容及び機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

その提供に当たっては、これらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ、第5に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策、県警察として対応可能な取組等を対話の中で共有するなど、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、障害の状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害のあることに加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後記4で示す環境の整備を考慮することにより、中・長期的なコストの削減及び効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振り、サイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。また、障害者からの意思表明のみでなく、障害者の特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者、介助者、法定代理人等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、職員は、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴っていない場合等により意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めるものとする。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる施設のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対してその状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うこと、及び相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則、マニュアル等の制度改正等による環境の整備を図ることも有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

職員は、過重な負担に相当するか否かについては、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面又は状況に応じて総合的かつ客観的に判断することが必要である。

また、職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者に丁寧にその理由を説明し、理解を得るよう努めるものとする。その際には、第2及び第4の2で示したとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 1 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容及び機能を損なうか否か）
- 2 実現可能性の程度（物理的・技術的制約又は人的・体制上の制約）
- 3 費用又は負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面又は状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、その例としては、次の1から3までに掲げるようなものがある。

なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、必ず実施するものではないこと、及びこれらの例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次の4及び5に掲げるようなものがある。これらの例についても、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、第2で示した観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

- 1 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例

- (1) 段差がある場合に、車椅子又は歩行器利用者に対するキャスター上げ等の補助、携帯スロープの設置等により対応する。
 - (2) 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。また、パンフレット等の位置をわかりやすく教える。
 - (3) 目的の場所まで案内する場合に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩き、前後又は左右の距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。
 - (4) 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
 - (5) 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった場合において、別室の確保が困難であるときに、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させるなど臨時的休憩スペースを設ける。
 - (6) 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類等を押さえ、又はバインダー等の固定器具を提供する。
 - (7) 災害又は事故が発生した場合に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、手書きのボード等を用いて分かりやすく案内し、誘導を図る。
 - (8) イベント会場において、知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性、コミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは、個室等に誘導する。
 - (9) 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。
- 2 合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例
- (1) 筆談、要約筆記、読上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段を用いる。
 - (2) 会議で使用する資料等について、点字、拡大文字等で作成する場合に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
 - (3) 視覚障害のある者に会議で使用する資料等を事前送付する場合に、読上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
 - (4) 意思疎通が不得意な障害者に対し、実物、絵カード等を活用して意思を確認する。
 - (5) 駐車場等において、通常、口頭で行う案内を紙にメモをして渡す。
 - (6) 書類への記載を依頼する場合に、記入方法等を本人の目の前で示し、又は分かりやすい記述で伝達する。また、本人から依頼があるときは、代読、代筆等の配慮をする。
 - (7) 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩、暗喩、二重否定表現等を用いずに具体的に説明する。
 - (8) 障害者から申出があった場合に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、必要に応じて説明内容を記載し

たメモを適時渡すこととし、メモを作成するに当たっては、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前又は午後で表記するなどの配慮をする。

- (9) 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚若しくは聴覚に障害のある委員又は知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなどの配慮を行う。
- (10) 会議の進行に当たり、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行うなど、可能な範囲での配慮を行う。

3 ルール又は慣行の柔軟な変更の例

- (1) 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手順の順番を入れ替える。
- (2) 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室又は席を用意する。
- (3) スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、これらに近い席を確保する。
- (4) 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- (5) 県警察の施設の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合に、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- (6) 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある障害者に対し、緊張等を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性又は施設の状況に応じて別室を準備する。
- (7) 非公表又は未公表情報を扱う会議において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害者の理解を援助する者の同席を認める。
- (8) オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があったときに、求めに応じて電話、電子メール等での対応を行う。

4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

- (1) 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断る。
- (2) イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断る。
- (3) 電話の利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メール、電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断る。
- (4) 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情、講座の実施状況等を確認するこ

となく、一律に介助者の同席を断る。

- (5) 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーン、板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前に座席を確保するなどの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断る。

5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

- (1) 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断る。（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）
- (2) 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断る。（障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）
- (3) イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨の依頼があった場合に、混雑時であり、対応できる人員がないことから対応を断る。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）